

中央区災害廃棄物処理計画の策定について

第 1 回 中央区清掃・リサイクル推進協議会

令和 3 年 5 月 19 日
応用技術株式会社

1. 総則

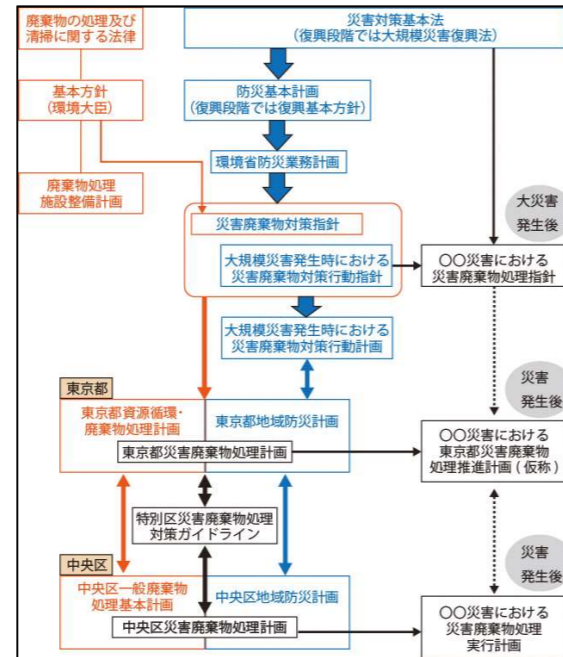
(1) 目的および位置付け

「中央区災害廃棄物処理計画」は、本区における災害廃棄物の処理について、平常時、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期の対応を定めることで、適正かつ迅速な処理を行うことを目的としています。

策定にあたっては、以下の上位計画等との整合性を図ります。

- ・災害廃棄物対策指針
- ・東京都災害廃棄物処理計画
- ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン
- ・中央区地域防災計画

また、発災時には、処理の進行状況に合わせ、「中央区災害廃棄物処理実行計画」を策定します。



(2) 基本的事項の整理

① 対象とする災害

中央区地域防災計画で記載された前提条件を用います。

- ・震災
 - 震源：東京湾北部（M7.3、区内の震度6強～7）
 - 被害：全壊棟数 1,942 棟（ゆれ+液状化）、避難者数 44,773 人（1 日後）
- ・風水害

「中央区洪水ハザードマップ」をもとに、浸水エリアを想定します。

② 対象とする災害廃棄物

本計画の対象は、災害によって発生する廃棄物（がれき等）および被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿等）です。

※原則として**事業者からの廃棄物は含まれません**。帰宅困難者からのごみは、各事業所へ排出されるものと想定します。

③ 処理主体の整理

区、特別区、清掃一組、都、区民等の役割を整理します。

④ タイムラインの整理

概ね 3 年で処理を終えるものとします。

2. 災害廃棄物に係る基本的事項

(1) 平常時（発災前）の対応

① 関係機関や近隣区との共同処理体制の整理

特別区や清掃一組、関係する処理業者との協定等を整理します。

② がれき等の処理対策

発生量の算定：災害廃棄物対策指針、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインをもとに推計します。

処理フローの整理：特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに示されたフローをもとに整理します。

処理体制等の整理：がれき等の収集、運搬、処理体制について整理します。

③ 生活ごみ、避難所ごみの処理対策

発生量の算定、処理フローの整理、処理体制等を整理します。なお、処理フローは、一般廃棄物処理基本計画のものを基本とします。

④ し尿の処理対策

発生量の算定、処理フローの整理、処理体制、備蓄品等を整理します。なお、処理フローは一般廃棄物処理基本計画および中央区地域防災計画のものを基本とします。備蓄品等は、仮設トイレや簡易トイレ等の備蓄状況を記載します。

⑤ 仮置場候補地の選定

仮置場機能や候補地選定の条件を整理します。また、がれき等発生量をもとに、仮置場必要面積の算定を行います。候補地を選定した後、搬入出ルートを検討を行います。

※具体的な**選定結果は公表しない**予定です。

⑥ 区民への公報

広報手段、広報内容を整理します。

(2) 初動期（発災後約 1 週間）

① 庁内体制の整備

災害対策本部のうち、廃棄物処理とそれに関連する部分を記載します。

例：災対環境土木部 管理課、土木課（**道路啓開等**）、清掃課（**廃棄物処理等**）
災対都市整備部 建築課（**損壊家屋の対応等**）

② 関係機関との連絡体制の整備・連携

情報収集内容や連絡体制、区民への周知方法等を整理します。

③ がれき等、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理対策

被害状況に応じて廃棄物量を算定できるよう、推計式を整理します（災害廃棄物対策指針、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインを参考）。詳細は災害廃棄物処理実行計画につなげます。

また、収集・運搬体制についても整理します。

④ 仮置場の設置・運営

仮置場を設置・運営する際の留意点を整理します。

例：土壌汚染防止等のためのアスファルト舗装や鉄板敷設を行う

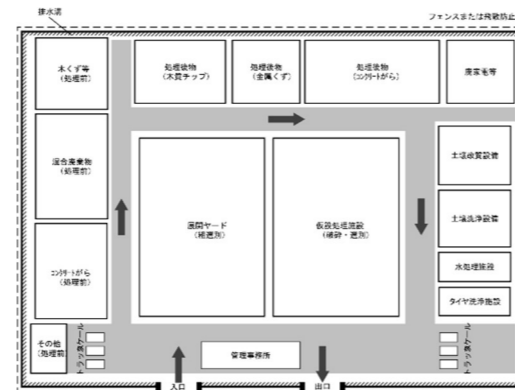
廃棄物の積み上げ高さは5m以下とする

日々の搬入・搬出量を計量・記録する

不法投棄や持ち去り防止の策を講じる

危険物等の取り扱い

など



⑤ 受援体制の整備

- ・ 自衛隊、警察、消防
道路上のがれきの撤去、損壊家屋の解体撤去等で連携が必要です。
- ・ D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）
専門的な技術支援や、廃棄物の収集・運搬に関する支援を要請します。
- ・ ボランティア
協力を依頼する作業をまとめます。また、廃棄物の分別方法や健康への配慮に関する情報の提供を行います。

(3) 応急対策期（発災後約1週間～3か月）

① 被災状況の集約、災害廃棄物処理実行計画の策定

時間が経つにつれて被害状況が明らかになるため、廃棄物処理量や仮置場の必要面積を進捗に合わせて更新していきます。また、災害廃棄物処理実行計画を策定し、具体的な処理方針や要処理量を整理します。

② 仮置場の運営

仮置場運営における留意点を整理します。

③ 環境モニタリングの実施

仮置場の運営、損壊家屋の解体・撤去などによる周辺環境への影響や労働災害を防止する目的で行います。実施項目や方法について整理します。

項目例：大気（粉じんや石綿等）、騒音・振動、土壌、臭気、水質

④ 損壊家屋の撤去・解体

個人住宅に対して国から特例措置が講じられた場合、区が主体となって行うため、その手順等について整理します。

申請の窓口設置、危険度判定、解体・撤去を行う業者への連絡、解体・撤去作業等が含まれます。

⑤ 国庫補助金の対応

災害の規模によって、災害廃棄物の処理に対して適用される国庫補助金の手続きについて整理します。

特に規模が大きい場合には、解体・撤去費用についても適用されることがあります（東日本大震災等で実績あり）。

(4) 災害復旧・復興期（3か月～概ね3年）

記載内容は「応急対策期」とほぼ同じものになります。

- ① 被災状況の集約、災害廃棄物処理実行計画の見直し
災害廃棄物処理実行計画については、処理の進捗に合わせて見直しを行うよう整理します。
- ② 仮置場の運営・返却
仮置場返却時の留意事項を整理します。
- ③ 環境モニタリングの実施
実施項目や方法について、簡易的に整理します。
- ④ 損壊家屋の解体・撤去
手順や留意点について、簡易的に整理します。
- ⑤ 国庫補助金の対応
手続き等について簡易的に整理します。

3. 今後のスケジュール

- ・ 第2回協議会（9月上旬予定）
第1回の議論を踏まえた中間報告・素案の提示
【パブリックコメント実施（11月予定）】
- ・ 第3回協議会（1月中旬予定）
パブリックコメントで寄せられた意見等を反映した最終案の協議・決定

Memo